

かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特  
例措置に関する条例施行規則

平成25年12月27日

規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例（平成25年かすみがうら市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(特例措置の申告)

第3条 条例第4条の規定による申告は、かすみがうら市太陽光発電設備固定資産税特例措置申告書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の規定による申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第1号から第4号までに掲げる書類については、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申告書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 土地登載証明書又は土地の全部事項証明書
- (2) 電気事業者との電力受給契約書の写し
- (3) 設置箇所の位置図、太陽光設備の配置図及び現況写真
- (4) 太陽光発電設備の仕様及び出力数が明示された書類
- (5) 納税証明書（その2）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(特例措置の決定)

第4条 条例第5条第1項の規定による通知は、かすみがうら市太陽光発電設

備固定資産税特例措置決定（不決定）通知書（様式第2号）により行うものとする。

（申告事項の変更等の届出）

第5条 条例第6条の規定による届出は、かすみがうら市太陽光発電設備固定資産税特例措置変更等届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 前項の規定による届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 変更、休止又は廃止したことが確認できる書類

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（特例措置決定の取消し）

第6条 市長は、条例第7条第1項の規定により特例措置の決定を取り消したときは、かすみがうら市太陽光発電設備固定資産税特例措置決定取消通知書（様式第4号）により当該土地の所有者等に通知するものとする。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

申請者（土地の所有者等）  
（共有名義の土地の場合は代表者）  
住 所  
氏 名 ⑩

かすみがうら市太陽光発電設備固定資産税特例措置申告書

かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例第4条の規定に基づき、太陽光発電設備設置に係る土地の固定資産税の特例措置について、関係書類を添えて次のとおり申告します。

- 1 固定資産税特例措置申告年度 年度分  
2 太陽光発電設備設置箇所

所在地及び面積	合計	m <sup>2</sup>
最大出力数		k w
設置完了年月日		
設置事業者名		
設置事業者所在地		

- 3 関係書類  
（1）土地登載証明書又は土地の全部事項証明書  
（2）電気事業者との電力受給契約書の写し  
（3）設置箇所の位置図、太陽光設備の配置図及び現況写真  
（4）太陽光発電設備の仕様及び出力数が明示された書類  
（5）納税証明書（その2）

様

かすみがうら市長



かすみがうら市太陽光発電設備固定資産税特例措置決定（不決定）通知書

年 月 日付けで申告のあったかすみがうら市太陽光発電設備設置に係る土地の固定資産税特例措置について、かすみがうら市太陽光発電設備促進のための固定資産税の特例措置に関する条例第5条第1項の規定により次のとおり決定したので通知します。

1 固定資産税特例措置適用年度 年度

2 特例措置により減額される税額

固定資産評価額 所在地 ( ) 面積 m <sup>2</sup>	課税標準と なるべき価格	特例措置後の 課税標準の価格	特例措置により 減額される税額
円	円	円	円
固定資産評価額 所在地 ( ) 面積 m <sup>2</sup>	課税標準と なるべき価格	特例措置後の 課税標準の価格	特例措置により 減額される税額
円	円	円	円
固定資産評価額 所在地 ( ) 面積 m <sup>2</sup>	課税標準と なるべき価格	特例措置後の 課税標準の価格	特例措置により 減額される税額
円	円	円	円

3 理由（不決定の場合に記載）

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

申請者（土地の所有者等）  
（共有名義の土地の場合は代表者）

住 所

氏 名 ㊟

かすみがうら市太陽光発電設備固定資産税特例措置変更等届出書

かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例第6条の規定に基づき、固定資産税の特例措置について（変更・休止・廃止）しましたので、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 変更等の内容（固定資産税特例措置適用年度 年度）

変更理由	変更年月日 年 月 日
休止理由	休止年月日 年 月 日
廃止理由	廃止年月日 年 月 日

2 関係書類

（1）変更、休止又は廃止したことが確認できる書類

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

様

かすみがうら市長



かすみがうら市太陽光発電設備固定資産税特例措置決定取消通知書

かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例第7条第1項の規定に基づき、固定資産税特例措置の決定を取り消したので、次のとおり通知します。

- 1 取消した固定資産税特例措置の決定
  - (1) 決定の年月日 年 月 日
  - (2) 太陽光発電設備の所在地
  
- 2 取消年月日 年 月 日
  
- 3 取消理由